

【会津若松市】新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免に関するQ&A

1. 申請受付及び判定結果について

Q1 国民健康保険税の減免申請はいつからできますか。

A1 減免の手続きは、納税通知書が届いてから申請ください。

Q2 申請は郵送でも可能ですか。

A2 窓口で申請する際の感染拡大を防止するため、郵送による申請にご協力ください。申請書等の指定様式は、市のホームページからダウンロードいただき、必要事項を記載のうえ、添付書類と合わせて、任意の封筒でご郵送ください。
印刷環境がない場合は、こちらから申請書等を郵送しますので、国保年金課窓口グループまでご連絡ください。TEL 0242-39-1249

Q3 令和3年分の確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか。

A3 令和3年中の所得の確定申告をされていない場合は、減免要否の判定ができないため申請できません。また、同一世帯内に18歳以上の未申告者(扶養控除の対象となっている方を除く)がいる場合は、事前に申告をいただいてから申請をすることになります。

Q4 申請後、申請書類に不備が見つかった場合、どのような手続きが必要ですか。

A4 申請受付後に、申請書等の不備が見つかった場合は、電話等での事実確認や書類の追加提出をお願いすることとなります。

Q5 減免の判定結果のお知らせはいつ頃届きますか。

A5 減免の承認・不承認の通知は、申請の翌月または翌々月までに郵送にてお知らせします。なお、承認の場合は、税額変更通知書に同封のうえ送付します。
※申請の混雑状況により、判定結果の通知時期が遅れる場合があります。

Q6 減免の申請をしてから判定結果が届くまで、納税しなければなりませんか。

A6 減免申請後、納期限が到来する期別の課税分については、納めていただく必要があります。これは、減免決定後の金額が0円になるとは限らないことによるものです。また、納期限を超過した場合、督促状が発送されます。納付が困難な方は、納税相談をしてください。

Q7 減免決定後、多く納めた金額はどうなりますか。

A7 税額変更通知書とともに還付通知書を郵送します。納付書で納めていただいた方は、同封の口座振込依頼兼還付金請求書(ハガキ)で返金の手続きをしてください。なお、口座引き落としをされている方は、ご利用の口座に還付いたします。

2. 減免の要件について

Q8 主たる生計維持者とは世帯内の誰を指しますか。

A8 主たる生計維持者は、基本的にその世帯の世帯主を指します。
また、世帯主以外の方で、国民健康保険に加入している世帯員のうちに、主たる生計維持者がいる場合は、その国民健康保険の加入者を主たる生計維持者として申請してください。

Q9 専従者を主たる生計維持者にすることはできますか。

A9 できません。専従者は事業主からの給与という扱いのため、主たる生計維持者は事業主となります。

Q10 世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、又は重篤な傷病を負ったことは、どのような書類で確認しますか。

A10 医師の死亡診断書や診断書、保健所等から交付される措置入院の勧告書などにより確認します。

Q11 世帯の主たる生計維持者の「重篤な傷病」とはどのような場合を指しますか。

A11 新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重く、1ヵ月以上の治療を有すると認められる場合をいいます。

Q12 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等とはどのような収入を指しますか。

A12 事業収入等とは、事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかであり、その他(株式譲渡や雑収入)は対象とはなりません。

Q13 減少が見込まれる事業収入等の前年の所得額が、0円もしくはマイナスだったときは、減免の対象となりますか。

A13 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の前年の所得額が、0円(マイナスは0円とします)の場合、減免の対象となる保険税額を計算できないため減免の対象となりません。

Q14 減少が見込まれる事業収入等の前年の所得額が、0円もしくはマイナスだったときに減免の対象とならないのはなぜですか。

A14 対象となる減免額を算出できないためです。減免額は、世帯の前年合計所得に占める収入減少が見込まれる所得の割合及び前年合計所得に応じて決まっている割合で決まります。

【例】A:世帯の国民健康保険税 50,000円 B:収入減少が見込まれる所得が0円

C:世帯の合計所得金額が500,000円の時

【計算】 対象の保険税額 $A \times B \div C = 50,000 \times 0 \div 500,000 = 0$

Q15 世帯の主たる生計維持者のいずれかの事業収入等が、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることを、どのように算出すればよいですか。

A15 令和4年1月から12月までの収入見込み額は、「事業収入等の状況確認シート」を活用のうえ、ご自身で算出してください。年間を通じた収入の見通しに、一定の合理性があると判断できる金額である必要があります。申請前月までは実績額、申請月以降は前年同月の収入や申請前月までの平均を参考に見込みの収入額を算出してください。

Q16 収入の見込みが算出できません。どうすれば良いですか。

A16 年間の収入が確定する令和5年1月以降に申請してください。

Q17 世帯の主たる生計維持者の「保険金、損害賠償等の補てん給付額」に、持続化給付金や時短協力金は含まれますか。

A17 持続化給付金や時短協力金などの各種助成金は含まれません。

Q18 新型コロナウイルス感染症が蔓延する前の「令和元年」と「令和4年」の収入の比較で申請できませんか。

A18 できません。令和4年度の国民健康保険税は令和3年の所得を元に算出しています。そのため、計算の元となる令和3年の収入で比較し、10分の3以上減少する場合に対象となります。

Q19 新型コロナウイルスの影響で令和2年中に事業を廃止した場合、減免の対象となりますか。

A19 減免対象となりません。今回の減免の対象となるのは令和3年の収入から10分の3以上減少が見込まれる方が対象となり、令和2年中に廃業された方はそもそも令和3年の事業収入がないため減免の比較ができません。

Q20 新型コロナウイルスの影響で令和3年中に事業を廃止した場合、減免の対象となりますか。

A20 減免対象となります。ただし、令和3年の所得が0円以下の場合、減免額を算出することができないため減免の対象となりません。

Q21 令和4年中に事業を開始したものの、新型コロナウイルスの影響で収入の見通しが立ちません。この場合減免の対象となりますか。

A21 減免対象となりません。令和3年と令和4年の収入を比較する必要があるため、令和3年に同じ収入がないため減免対象外となります。

Q22 前年の収入からの減少について、国や県からの給付金を含めた金額で収入を計上すると10分の3以上減少します。この場合、減免の対象となりますか。

A22 減免対象とはなりません。収入金額は各種給付金を除いた金額で計上し、比較することになります。申請の際には、各種給付金を除いた金額で収入を計上してください。

Q23 新型コロナウイルスの影響で、勤務先からの給与収入が10分の3以上減少する見込みです。この場合、自分で給与収入の見込みを計算し、減免申請しても良いですか。

A23 給与収入の減少が見込まれる場合は、必ず勤務先からの給与支払証明書をもらい、その金額で計上してください。

Q24 世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルスの影響で勤務先を解雇され、その後も再就職が決まらず、給与収入が10分の3以上減少する場合、減免の対象になりますか。

A24 対象となります。勤務先からの解雇通知書の写しや給与明細の写しを添付してください。また、解雇された方で非自発的失業者(特例対象被保険者等)の軽減制度に該当する場合は、非自発的失業者の軽減制度が優先適用されます。

Q25 新型コロナウイルス感染症の影響で勤務先からの給与収入が減少し、その後も回復が見込めないため自己都合で退職した場合、減免の対象となりますか。

A25 自己都合での退職となるため減免対象とはなりません。

Q26 昨年は、突発的な仕事が入ったため収入が増えました。今年はそのような仕事がなく収入の減少が見込まれます。その場合、新型コロナウイルスの影響による減免の対象となりますか。

A26 新型コロナウイルス感染症の影響と判断できないものは、減免の対象外となります。申請しても、審査の段階で新型コロナウイルス感染症と判断できないものは却下となります。

Q27 主たる生計維持者でない被保険者の前年の所得金額がマイナスの場合、マイナスの金額は通算しますか。

A27 主たる生計維持者でない被保険者の前年の所得金額がマイナスの場合、その方の所得を0円として計算します。マイナスの金額は通算しません。

Q28 減免金額が全部減免とならないのはなぜですか。

A28 計算式に基づいて減免額を算出するためです。収入減少が見込まれる所得以外に所得がある場合(被保険者の所得も含む)、全額減免となりません。

【例】 A:世帯の国民健康保険税 300,000円 B:収入減少が見込まれる営業所得 2,400,000円
営業所得以外の所得:給与所得 600,000円 C:合計所得金額 240万+60万=3,000,000円

【計算】 $A \times B \div C = 300,000 \text{円} \times 2,400,000 \text{円} \div 3,000,000 \text{円} = 240,000 \text{円}$

減免割合D=全部 減免額: $240,000 \text{円} \times 100\% = 240,000$

減免後保険税額 $300,000 - 240,000 = 60,000 \text{円}$

Q29 減免とならない場合、納付が困難です。何か他の減免制度はありませんか。

Q29 減免制度はありませんが、納期限内の納付が困難な場合は、早めに納税相談をしてください。

3. 注意点について

1 この減免における主たる生計維持者の「前年の所得の合計額」及び「前年の合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額ではなく、退職所得を除く総所得金額等から特別控除を差し引いた金額を指します。

2 減免の承認決定後に、申請の内容に虚偽があることが判明した場合は、減免を取り消すことがあります。

3 減免の承認決定後に、世帯の構成、国民健康保険の加入者などの変更があった場合は、課税額の変更に伴い、再度減免申請が必要な場合があります。また、修正申告等に伴い、課税額が変更となった場合でも再度減免申請が必要となります。
また、変更の内容によっては、減免が非該当となったり、減免額が減少する場合があります。

4 減免申請をする際には、次の点について事前に確認してください。
・国民健康保険の加入者のうちに、すでに社会保険に加入している者がおり、国民健康保険を脱退する届出をしていない。
・社会保険を喪失している者がいるが、無保険のまま、国民健康保険へ加入する届出をしていない。
⇒該当する方は、国民健康保険の加入、脱退届を事前に済ませておく必要があります。